

広島県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和六年四月八日までの間、縦覧に供する。

令和六年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日			
県道東海田広島線	<table border="1"><tr><td data-bbox="1406 491 1568 1082">安芸郡府中町字唐柿谷山五八一番一地从先から 安芸郡府中町字唐柿谷山五八一番一地从先まで</td><td data-bbox="1249 491 1406 1082">安芸郡府中町山田五丁目三八七番一地从先から 安芸郡府中町山田五丁目三八七番一地从先まで</td><td data-bbox="1090 491 1249 1082">安芸郡府中町字掲倉山三八七番五八地先から 安芸郡府中町字掲倉山三八七番五八地先まで</td></tr></table>	安芸郡府中町字唐柿谷山五八一番一地从先から 安芸郡府中町字唐柿谷山五八一番一地从先まで	安芸郡府中町山田五丁目三八七番一地从先から 安芸郡府中町山田五丁目三八七番一地从先まで	安芸郡府中町字掲倉山三八七番五八地先から 安芸郡府中町字掲倉山三八七番五八地先まで	令和六年三月二十五日
安芸郡府中町字唐柿谷山五八一番一地从先から 安芸郡府中町字唐柿谷山五八一番一地从先まで	安芸郡府中町山田五丁目三八七番一地从先から 安芸郡府中町山田五丁目三八七番一地从先まで	安芸郡府中町字掲倉山三八七番五八地先から 安芸郡府中町字掲倉山三八七番五八地先まで			